



国保だより

静岡県薬剤師国民健康保険組合 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目19-2 NT 鷹匠ビル
TEL 054-255-4733 ・ FAX 054-251-6084 / メールアドレス sy.1959-kokuho@alpha.ocn.ne.jp
ホームページアドレス <http://www.shizuyakukokuho.com/>

《 令和4年度の主な改正事項 》

- * 国民健康保険料、介護納付金分の引き上げ
- * 産前産後休業期間中の保険料の免除
- * 30歳以上の歯科健康診査の実施
- * 届出様式等の押印の取り扱いについて
- * 定年による継続再雇用された場合の保険料の見直し

公 告

「令和4年度 静岡県薬剤師国保組合歳入歳出予算」承認される

令和3年度 第2回組合会は、令和4年3月5日（土）静岡市内において開催され、提出議案の組合規約の一部改正、及び令和4年度事業計画、歳入歳出事業予算、法令遵守（コンプライアンス）のため実践計画の関連議案について、原案通り可決承認されましたので、ここに報告いたします。

第2回 組合会において、役員任期満了に伴う役員改選が行われ、次のとおり再任が承認されました。

- | | | | |
|-------|--------------|-------|------------------|
| ○理事長 | 鈴木典之（再任・沼津市） | ○副理事長 | 石川幸伸（再任・静岡市） |
| ○常務理事 | 山口純司（再任・静岡市） | | （コンプライアンス担当理事兼務） |
| ○理事 | 三浦正人（再任・浜松市） | 理 事 | 太田勝啓（再任・浜松市） |
| 理 事 | 吉澤廣美（再任・富士市） | 理 事 | 秋山欣三（再任・静岡市） |
| ○監 事 | 堀 茂子（再任・静岡市） | 監 事 | 増田由喜乃（再任・榛原郡） |

※任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間

主な改正点

国民健康保険料 介護納付金分の引き上げについて

平成28年度以降値上げせず、全国の薬剤師国保組合の中で最も安価な料金を維持してきましたが、高齢化に伴う要介護者の増加に比例して、介護納付金も年々増加し、現在は歳入より歳出が上回る結果となったため、**令和4年度4月から月額4千円を月額5千円に引き上げさせていただきます。**健全な財政運営を行うため今回の引き上げにご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



令和4年度から産前産後休業期間中の保険料が免除されます

未来の日本を担う子どもや子育て支援を拡充させるため、当国保組合の組合員が出産された際、産前産後休業期間中の保険料が一定期間免除される制度です。

◆産前産後休業期間とは

出産予定日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日後56日の間に、妊娠または出産を理由として労務に従事しない期間のことです。

令和4年度 静岡県薬剤師国保組合歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較
1 国民健康保険	449,939	444,176	5,763
2 国庫支出金	81,011	79,619	1,392
3 前期高齢者交付金	2	2	0
4 県支出金	2	2	0
5 共同事業交付金	9,700	8,400	1,300
6 財産収入	20	17	3
7 繰入金	1	1	0
8 繰越金	200,000	200,000	0
9 諸収入	825	583	242
歳入合計	741,500	732,800	8,700

歳出

単位：千円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較
1 組合会費	1,376	1,318	58
2 総務費	42,227	38,647	3,580
3 保険給付費	326,578	325,456	1,122
4 後期高齢者支援金	102,707	112,508	△9,801
5 前期高齢者納付金	37,206	50,007	△12,801
6 介護納付金	58,700	60,000	△1,300
7 共同事業拠出金等	16,345	15,401	944
8 保健事業費	15,306	14,139	1,167
9 積立金	42,000	42,000	0
10 諸支出金	8,100	8,100	0
11 予備費	90,955	65,224	25,731
歳出合計	741,500	732,800	8,700

事業内容

1. 被保険者数の推計（4年度平均見込数）

被保険者 1,726人（3年度 1,730人 △4人）

（内訳）第1種組合員…203人 第2種組合員…488人

第3種組合員…543人 家族…492人

（再掲）介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）…780人（3年度 782人 △2人）

特定被保険者…1,224人（3年度 1,266人 △42人）

2. 後期高齢者組合員（75歳以上の組合員資格継続者）…28人（3年度 28人 ±0人）

3. 国民健康保険料

（1）医療給付費分保険料及び後期高齢者支援金分保険料

ア 賦課方式、賦課限度額・・・別表1

イ 保険料等級・・・別表3「保険料等級表」

ウ 保険料賦課額・・・「保険料算定表」による賦課限度額 ホームページを参照

別表1

区分	医療給付費分保険料	後期高齢者支援金分保険料	計
所得割額	算定基礎額の100分の6	算定基礎額の100分の1.5	100分の7.5
均等割額	15,000円	6,000円	21,000円
世帯割額	20,000円	4,000円	24,000円
賦課限度額	500,000円	135,000円	635,000円

※所得割額については、前々年分の総所得金額を基に算定する。

別表3

保 険 料 等 級 表

等 級	賦 課 標 準 所 得 金 額	算定基礎額
1	1,000,000 円未満	500,000 円
2	1,000,000 円以上～2,000,000 円未満	1,500,000 円
3	2,000,000 円以上～3,000,000 円未満	2,500,000 円
4	3,000,000 円以上～4,000,000 円未満	3,500,000 円
5	4,000,000 円以上～5,000,000 円未満	4,500,000 円
6	5,000,000 円以上～6,000,000 円未満	5,500,000 円
7	6,000,000 円以上～7,000,000 円未満	6,500,000 円
8	7,000,000 円以上～8,000,000 円未満	7,500,000 円
9	8,000,000 円以上	8,000,000 円

※ 賦課標準所得金額は、総所得金額（給与所得、事業所得、不動産所得、雑所得[公的年金所得を含む]など）の合計金額で、1,000 円未満は切り捨てるものとする。

(2) 介護納付金分保険料（40 歳～64 歳）

年額 60,000 円（月額 4,000 円を 5,000 円に改定）

(3) 後期高齢者組合員分保険料（75 歳以上の組合員資格継続者）年額 24,000 円

4. 保険給付

(1) 給付割合

6 歳未満	8 割給付
6 歳～6 9 歳	7 割給付
7 0 歳以上	7 割給付 現役並み所得者
	8 割給付 上記以外の者

(2) 療 養 費

- ・ 止むを得ない理由で保険証を持たずに治療を受けたとき
- ・ ギブス、コルセットなどの治療用装具を購入したとき ・ 海外渡航中に治療を受けたときなど

(3) 高額療養費

1 か月（1 日から月末まで）に医療機関の窓口で支払った医療費が、自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が申請により払い戻される制度。入院時の差額ベッド代や食事代、保険外の負担分は対象外。

○限度額適用認定証

「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、入院時等の 1 か月（1 日から月末まで）の窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

* 70 歳以上の方について

【表2の※1・※2・※3・※4】に該当する場合は、限度額認定証の申請が必要となります。

交付された「限度額適用認定証」と「被保険者証兼高齢受給者証」の2枚を提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

70 歳未満の場合（表1）

区分	所得要件	自己負担限度額	年4回目以降
ア	基礎控除後の所得 901万円超える	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
イ	基礎控除後の所得 600万円を超え901万円以下	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
ウ	基礎控除後の所得 210万円を超え600万円以下	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
エ	基礎控除後の所得 210万円以下（住民税非課税世帯を除く）	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

70歳以上の場合（表2）

所得要件	自己負担限度額		年4回目以降
	個人単位（外来のみ）	世帯単位（入院と外来を合算）	
課税所得 690 万円以上	252, 600 円 + (医療費 - 842, 000 円) × 1%		140, 100 円
課税所得 380 万円以上 690 万円未満 ※1	167, 400 円 + (医療費 - 558, 000 円) × 1%		93, 000 円
課税所得 145 万円以上 380 万円未満 ※2	80, 100 円 + (医療費 - 267, 000 円) × 1%		44, 400 円
一般 課税所得 145 万円未満	18, 000 円 (年間限度額 144, 000 円)	57, 600 円	44, 400 円
住民税非課税 ※3	8, 000 円	24, 600 円	
住民税非課税 (所得が一定以下) ※4	8, 000 円	15, 000 円	

○高額療養費（外来年間合算）

計算期間（前年8月から7月まで）の末日（基準日）に70歳以上の一般および住民税非課税区分の方で、外来診療に係る自己負担額の年間合算額が144,000円を超える場合にその超えた額を支給する。

(4) 高額介護合算療養費

医療保険、介護保険の両保険から給付を受けることにより（前年8月から7月まで）自己負担額が高額になった場合、これらを通じた限度額を超えた額を支給する。

(5) 出産育児一時金 1件当たり 420,000円

(6) 葬祭費 第1種組合員 … 70,000円 第2種組合員 … 50,000円 第3種組合員 … 50,000円
家 族 … 30,000円

5. 保健事業

(1) 特定健康診査及び特定保健指導 人間ドックとの併用は不可

40歳から74歳までの被保険者を対象に特定健診及び保健指導の実施

(2) 健康診断費用又は人間ドック健診費用の助成 特定健康診査との併用は不可

疾病予防対策として、30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に特定健診を含んだ健康診断又は人間ドック健診に対し30歳～39歳10,000円（限度額）、40歳以上20,000円（限度額）の助成を行う。

(3) 歯科健康診査（令和4年度 新規事業）

30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に、年1回実施。検査費用は、全額組合負担

(4) 郵送検診

30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に、年1回実施。検査費用は、全額組合負担
検査項目：大腸がん・胃がん・ピロリ菌検査・前立腺がん・子宮頸がん

令和4年度から大腸がんの便潜血検査を「1日法」から「2日法」に変更

(5) インフルエンザ予防接種費用補助：65歳未満の被保険者を対象に年1回実施。支給額1,000円

(6) 医療費通知：医療機関を受診した被保険者に、年4回に分けて送付

(7) ジェネリック医薬品差額通知：後発医薬品への変更で、一定の差額が出る35歳以上の方に年3回送付

(8) 育児誌『赤ちゃんと！』及び『きちんとかんたん離乳食』を出産した被保険者に配布

(9) 健康家庭表彰：1年間、無傷病世帯に対し記念品の贈呈

(10) 長寿お祝い：喜寿、傘寿、米寿、白寿に対しお祝い金を支給

(11) 健康ポイント事業：健康づくりの自主的取り組みを促す目的で、日々のウォーキングや健康診断の受診等に対してポイントを付与し、貯まったポイントで商品と交換

歯科健診の助成事業を開始します

歯周病は、生活習慣病の一つであり、糖尿病や動脈硬化などメタボリックシンドロームと関係のある疾患と密接に関わっていることが分かっています。

当国保組合では、今年度より保健事業の新たな取り組みの一環として、歯科健診の助成事業を開始します。年一回歯科健診を行い、歯や口腔内の状態を確認しましょう。

歯科健診で助成制度を利用される方は

必ず、事前に当国保組合に連絡して「歯科健康診査票」を受け取ってください。

健診内容	歯・口腔状況調査、保健指導
対象者	30歳以上の組合員及びその家族（当国保組合加入者）
申込み	国保組合より「歯科健康診査票」を受け取り後、医療機関に直接予約申込をしてください。
持ち物	歯科健康診査票・保険証
費用	無料 ※ただし、本人の希望等により同日に受けた治療に係る費用は自己負担です。

◇ご不明な点は、国保組合へお問い合わせください。

郵送がん検診について

今年度も下記の検査5項目の中から、ご希望の検査を申し込みできます（複数申し込み可）。郵送がん検診で異常が見つかり医療機関で精密検査を行った結果、初期腫瘍の早期の発見・治療に繋がった事例もあります。自宅にいながら手軽に受診が出来ますので、ぜひご自身の健康管理に、郵送がん検診をご活用ください。

	検査項目	検査方法	罹患者が多い年齢
1	大腸がん	便潜血 ※令和4年度から「2日法」に変更します。	40歳代から増加傾向 好発年齢は60歳代
2	胃がん	ろ紙血	40歳から増加 50歳～60歳がピーク
3	ピロリ菌 (1回限り)	尿	50歳以上：60～70%
4	前立腺がん (40歳以上の男性のみ)	ろ紙血	50歳以上
5	子宮頸がん（女性のみ）	子宮頸部細胞	20歳～50歳

※ピロリ菌検査は、過去に当国保組合の郵送検診で検査を受けた方は申込できません。

対象者 30歳以上の組合員及びその家族
(ただし、令和4年4月1日時点で当国保組合の加入者であること)

※人間ドックとの併用も可能ですので是非ご利用ください。

申込み (1) 同封の「郵送検診申込書」に必要事項を記入し、国保組合宛に郵送又はFAXでお送りください。 **FAX 054-251-6084**

申込締切日 4月28日(木)

(2) 5月中旬以降、委託業者より自宅へ検査容器等を発送します。検査項目別に発送されますので、到着後はすみやかに検査を実施し、返送してください。

費用 無料 **※ただし、申し込み後のキャンセルなどで検査を受けなかった時の容器代は自己負担となりますのでご注意ください。**

特定健診・人間ドック受診のご案内

生活習慣病は、食生活の乱れや身体活動不足などの不健康な生活習慣によって発症する病気の総称です。自覚症状がないまま進行することも多く、コロナ禍の生活変化で生活習慣病のリスクが高まっている可能性があります。受診控えせず、必ず健康診断を受けましょう。

当国保組合の健康診断事業は、①特定健診（受診券利用）、②人間ドック・健康診断（補助金の申請）③事業者健康診断（定期健康診断）結果データの提出（補助金申請も可）になります。

健康診断受診率が基準より低くなってしまうと、国庫補助金が削減されることになり、今後の国民健康保険料の値上げ等に影響してきます。ぜひとも、健康診断受診率の向上にご協力をお願いします。

① 特定健診

メタボリックシンドロームに着目した基本的な検査項目の健診

○ 窓口での支払いが免除されます。国保組合への補助金支給申請手続きは不要です。

対象者	令和4年4月1日～5年3月31日に40歳～74歳となる組合員及びその家族 ただし、令和4年4月1日時点で当国保組合の加入者であること
-----	---

申込み	事前に対象医療機関（受診券に同封された実施医療機関リスト ※一部地域を除く） に直接予約申込をしてください。
-----	---

持ち物	特定健康診査受診券・保険証
-----	---------------

費用	無料
----	----

(注) 受診できる期間が短い地域もありますので、早めの受診をお願いします。

対象者には、6月上旬に国保組合から「受診のご案内」と「受診券」等を自宅宛に郵送します。

② 人間ドック・健康診断

○ 窓口で受診費用をお支払い頂き、その後国保組合への補助金申請手続きにより補助金が支給されます。

対象者	30歳以上の組合員及びその家族（当国保組合加入者）
-----	---------------------------

申込み	<u>事前に国保組合に連絡してから</u> 医療機関に直接予約申込をしてください。
-----	---

持ち物	保険証・その他
-----	---------

費用	窓口で受診費用全額をお支払い頂き、その後国保組合へ申請してください。
----	------------------------------------

【支給金額】 30歳から39歳 : 1万円 (限度額)

40歳以上 : 2万円 (限度額) ※限度額以下の場合は窓口で支払った額

補助金の申請手続きに必要な書類

- ・健康診断補助金支給申請書 ・領収書原本（特定健診とその他の内訳あるもの）
- ・特定健診の必須検査項目を含む健診データの写し ・標準的な質問票

◇ご不明な点は、国保組合へお問い合わせください。

③ 事業者健康診断(定期健康診断)結果データの提供

事業主は従業員に対し、労働安全衛生法に基づく「事業者健診(定期健康診断)」を実施しなければなりません。事業者健診の結果データと、併せて「標準的な質問票」の提供にご協力をお願いします。

なお、**30歳以上の方の事業者健診料は補助金対象になります。**データ提供の際には、ぜひ国保組合へお問い合わせください。

☆令和3年10月より、特定健診等データの保険者間での引継ぎが可能となりました。引継ぎ対象となるのは、令和2年度以降に実施し登録された過去5年間分の健診情報等です。これにより、当国保組合への加入以前に受診した健診結果に基づき、被保険者への的確な保健指導等が可能となります。

引継ぎを希望しない場合は、その旨申し出が必要のため、当国保組合までお問い合わせください。

令和4年4月1日以降に出産される方へ

産前産後休業期間の

保険料が免除されます！

次世代育成支援の観点から、国保組合の組合員が出産された際、産前産後休業期間の保険料が一定期間免除される制度です。

(注) 令和4年4月分以降の保険料から免除が適用されます。



対象者

☆組合員 (注)家族は対象外
☆妊娠4か月以上の出産(死産、流産、早産された方を含む。)

保険料免除期間

☆産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する翌日が属する月の前月までの3か月間を限度とする。
多胎妊娠の場合は、5か月間を限度とする。

申請方法

☆事業主へ申出を行い、「産前産後休業取得届」及び添付書類を産休終了後、速やかに国保組合へ提出してください。

保険料免除方法

☆保険料徴収後に、原則として事業所の保険料引き落とし口座へ還付します。

令和4年度 国民健康保険料通知書、決定通知書の発送について

令和4年4月からの国民健康保険料(令和2年分の総所得金額等を基に算定)の決定について、事業所用の「国民健康保険料通知書」と個人用の「国民健康保険料決定通知書」を事業主宛てに4月11日(月)以降順次発送する予定です。従業員の方の分も同封しますので配布をお願いします。<<窓開き封筒(ピンク色)で郵送します。ただし、従業員多数の場合には別の封筒で郵送します。>>
「国民健康保険料通知書、決定通知書」は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

定年による継続再雇用された場合の保険料の見直しについて

令和4年4月から、60歳以上の従業員組合員が定年退職し、継続して同じ薬局に再雇用された場合には、再雇用された月から再雇用後の給与等に応じた賦課標準所得金額に見直しすることができますようになります。

手続き

○事業主より「継続再雇用に関する証明書(組合様式)」を国保組合へ提出してください。その際に、退職したことがわかる書類として、「就業規則や退職辞令の写し等」を添付してください。

注意事項

○従業員組合員の世帯に、当国保組合へ加入している家族がいる場合
家族の方に前々年分の総所得金額等がある場合は、賦課標準所得金額に合算します。
○厚生年金保険資格を喪失する場合
「厚生年金保険資格喪失確認通知書」の写しを国保組合へ提出してください。

令和4年4月から届出様式等の押印の取り扱いについて

令和2年12月25日付け、厚生労働省より「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」が公布されました。これに伴い、当国保組合では、手続きに係る負担を軽減し利便性を図ることを目的に、届出様式等について押印を不要とすることといたしました。(一部を除く)

届出様式等は、一部を除きホームページの【申請書一覧】よりダウンロードが可能です。

なお、訂正をする場合は、申請者の訂正であるという確認ができないため、従来通り訂正箇所を二重線で消し、押印をして、正しい内容を記入してください。

詳しくは、同封の「静岡県薬剤師国民健康保険組合 届出様式等一覧」を参照してください。

加入・脱退・変更等の届出を忘れずに！ 14日以内にしましょう！

薬局等を退職・脱退された場合は、資格喪失届を国保組合へ提出してください。

※退職日の翌日が資格喪失日となり、資格喪失日より保険証は使用できません。保険証は速やかに回収し、届出様式と一緒にご返却をお願いします。

世帯に異動・変更があった場合は、届出様式を国保組合へ提出してください。

- * 大学等を卒業して就職をしたとき
- * 大学等に入学し、組合員と住所が別になるとき
- * 住所・氏名・世帯の変更があったとき

健康保険適用除外申請と厚生年金適用のお願い

法人事業所については、社会保険の強制適用が原則です。しかし、国保組合に加入している法人事業所は、健康保険適用除外の承認と厚生年金保険の適用を受けて加入していることが条件となっています。

国保組合は、みなさまからの保険料と国からの補助金で運営しております。この条件に該当しない事業所が国の検査で指摘を受けた場合、補助金を返還しなければなりません。今後も国保組合を健全に運営していくため、下記の変更がある場合は、国保組合までご連絡をお願いします。

- ・勤務形態の変更
- ・事業所を個人から法人に変更
- ・事業所の代表者変更
- ・法人組織を解散する

「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について」の適用期間が延長になりました

適用期間：令和2年1月1日～令和4年6月30日までになります。

【傷病手当金の対象となる方】

新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のために労務に服することができず給与等の支払いを受けられない組合員。

【支給対象となる日数】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務を予定していた日数。

上記要件に該当すると思われる場合は、国保組合までご連絡をお願いします。

傷病手当金の支給要件などの詳細については、ホームページをご確認ください。

令和3年度 長寿のお祝い

組合員が長寿を迎えたことを慶祝し、喜寿（77歳）2名、傘寿（80歳）3名にお祝い金をお渡ししました。

これからもお体を大切に末永く健康でお過ごしくださいますようお願いいたします。

